

古代難波の荘と物流—難波地域史の試み—

栄原永遠男

1 はじめに

後期難波宮は、神亀3年(726)10月に藤原宇合が知造難波宮事に任じられて造営が始まり、その後の奈良時代を通じて維持された。難波宮の廃止時期は明確ではないが、延暦12年(793)3月9日の太政官符(『類聚三代格』)に「難波大宮既停」とあるので、それ以前の延暦年間に宮として停止され、主要な建物群は長岡宮へと解体移築された。本稿は、後期難波宮が宮として機能していた神亀～延暦初期を対象とする。

後期難波宮の中枢部には、大極殿・朝堂その他の壮麗な宮殿建築が建ち並び、後期難波京城には条坊道路が縦横に設けられていたことが明らかにされてきた¹。これらの考古学的な調査研究に基づいて、当時の難波は栄えていたという漠然としたイメージが形作られてきた。

しかし前稿では、遷都時や天皇行幸時をのぞいて、そのようには考えにくいことを主張した²。本稿はそれを受けて、後期難波宮・京の時代の経済活動について検討することを目的とする。

2 朴消を練る

まず最初に『続日本紀』天応元年(781)6月壬子(25日)条に注目したい(史料1)。

遣従五位下勅旨大丞羽栗臣翼於難破、令練朴消、

これは、従5位下の勅旨大丞である羽栗臣翼という高官を難波に派遣して「朴消」を練らせた、という何の変哲もない簡単な史料である。しかし、実はこの短い史料には、古代の難波を考えるキーポイントが秘められている³。以下、この史料を十分に検討して、そこで得られたことにもとづいて古代の難波について考えたい。

『中薬大辞典』⁴によると、「朴消」は消化不良、腹脹便秘、停痰、消化不良から来る胃痛、目赤腫痛、喉痺、腫脹を治す、とされている。

一方、古代日本における薬の基本史料は「種々薬帳」(4ノ171～175)であるが、それには表1のように60種の薬が挙げられている。その中に、「朴消七斤并袋」(第1櫃)と「芒消一百廿七斤八両并袋及壺」(第20櫃)の両方が別々に見えており、両者は別の薬として扱われている(北倉98)。

『中薬大辞典』では、先の「朴消」に対してもう一方の「芒消」について、消化不良、腹脹便秘、停痰積聚、目赤障翳、丹毒、停痰に効能があるとしている。

このように「朴消」と「芒消」は明らかに別の薬物であるが、文字や字音が似ており、さらに『中薬大辞典』によると効能もよく似ているためか、古来両者は混同され、それが議論を混乱させてきた。この点をまず明らかにしたいが、それには本草学・薬物学の知識が必要である。しかし私にはその素養がまったくないので、以下は私の理解しえた限りでのことで、誤りや不十分のそしりを免

れない可能性が高い。

森鹿三によると、奈良時代の日本の薬局方は、顕慶4年(659)蘇敬らの撰による『新修本草』20巻であったという⁵。これは、陶弘景『本草経集注』7巻の誤謬を正し、100種を追加したものであった。この両者が中国本草学の二大古典である。その中で陶弘景は「今、芒消は、乃ち是れ朴消を錬りて作る」とし、蘇敬(唐本注)は「今、麤惡の朴消を錬りて、汁を淋ぎ取り、煎錬して芒消を作る」としている。

古代の日本でも、史料1のように朴消とは練るものと認識されていたので、陶弘景・蘇敬の説を受けて、「朴消」を練って「芒消」を作ると考えていたとしてよいであろう。蘇敬の「麤惡の朴消」の語から、「朴消」は粗悪品で不純物を含むものであるが、それを精製した純度の高いものが「芒消」と考えられていたのであろう。

昭和23～26年に行われた正倉院の薬物の調査では、「種々薬帳」に見える「朴消」は残存しておらず、残っていた「芒消」が硫酸マグネシウムであることが確認された⁶。それに基づいて益富寿之助・山崎一雄は、「朴消」は硫酸ナトリウムであろうと推測した⁷。しかし、硫酸ナトリウムとされる「朴消」をいくら練っても硫酸マグネシウムを採ることはできない。この推測では、陶弘景・蘇敬の注を理解することはできないのである。

岩塩には硫酸ナトリウムに少量の硫酸マグネシウムが混じっている場合がある。これを手掛かりに、「朴消」とは硫酸ナトリウムと硫酸マグネシウムやその他の不純物が混じったもので、そこから硫酸マグネシウムである「芒消」を取り出すことが「朴消を練る」という作業であったのではないか。すなわち史料1は、「朴消」を精製して「芒消」を作らせた、という意味に理解することができる。

さらに史料1について考えたい。この記事が『続日本紀』のなかに一条としてあるのは、難波に派遣された羽栗臣翼の位階が従5位下であったため、5位以上について記載するという『続日本紀』の編纂方針に合致したためである。難波で「芒消」を調達するということが自体は、通例それほど重要な案件ではないので、普通は6位以下の使者が派遣

櫃	薬名・数量	容態
第1櫃	麝香 40 劑	袋・褌
	犀角 3 箇	
	犀角 1 袋	袋
	犀角器 1 口	
	朴消 7 斤	袋
	蕤核 5 斤	
	小草 2 斤 4 兩	袋
	畢撥 3 斤 15 兩	
	胡椒 3 斤 9 兩	袋
	寒水石 18 斤 8 兩	
	阿麻勒 9 兩 3 分	袋
	奄麻羅 15 兩	
	黒黄連 3 斤	袋
	元青 1 管	
	青箱草 1 斤 14 兩	袋
	白皮 9 斤 6 兩	
	理石 5 斤 7 兩	袋
	禹余粮 1 斤 9 兩 2 分	
	大一禹余粮 2 斤 12 兩	袋
	龍骨 5 斤 10 兩	
	五色龍骨 7 斤 11 兩	袋
白龍骨 5 斤		
龍角 10 斤	袋	
五色龍齒 24 斤		
似龍骨石 27 斤	袋	
雷丸 8 斤 4 兩		
鬼臼 12 兩 3 分	袋	
青石脂 6 兩		
紫鑛 60 斤	袋	
赤石脂 7 斤 12 兩		
第2櫃	鍾乳床 10 斤	袋
	檳榔子 700 枚	
	完縦容 30 斤	袋
	巴豆 18 斤	
	無食子 1073 枚	袋
	厚朴 13 斤 8 兩	
	遠志 20 斤 4 兩	袋
呵梨勒 1000 枚		
第3～5櫃	桂心 560 斤	袋
第6～8櫃	芫花 324 斤 2 兩	除袋
第9～11櫃	人參 544 斤 7 兩	袋
第12～14櫃	大黃 991 斤 8 兩	袋
第15・16櫃	臙蜜 593 斤 4 兩	袋
第17～19櫃	甘草 960 斤	
第20櫃	芒消 127 斤 8 兩	袋・壺
	蔗糖 2 斤 12 兩 3 分	
	紫雪 13 斤 15 兩	壺・合子
	故同律 24 斤	
	石塩 9 斤 3 兩	袋
	獮皮 3 枚	
	新羅羊脂 1 斤 8 兩 3 分	壺
	防葵 24 斤 8 兩	
	雲母粉 9 兩	壺
	蜜陀僧 8 斤 10 兩	
	戎塩 8 斤 11 兩	壺
	金石陵 8 斤 1 兩	
	石水氷 5 斤	壺
内薬 1 斤 1 兩 1 分		
第21櫃	狼毒 42 斤 12 兩	袋・壺
	冶葛 32 斤	

表1 種々薬帳の薬劑

されており、そのために『続日本紀』には記載されなかったと考えるべきであろう。すなわち、難波で「芒消」を調達すること自体は、普通に行われていたと考えられるのである。

では、なぜこの時に従5位下の貴族が使者に起用されたのであろうか。『続日本紀』天応元年(781)によると、光仁天皇・太上天皇について、

- 3月甲申(25日)条 枕席不安、稍移晦朔、雖加医療、未有効験、
 4月辛卯(3日)条 元来風病_尔苦都、讓位
 6月壬子(25日)条 (史料1)
 12月甲辰(20日)条 大上天皇聖体不予、
 同 丁未(23日)条 大上皇崩、

と見える。羽栗翼が難波に派遣されたのは6月25日であるから、讓位後の光仁太上天皇の病状が進行している最中のことである。「風病」と「朴消」「芒消」の効能が期待される症状との関係は不明だが、太上天皇の服用する薬を確保するために使者が派遣されたのであろう。そしてその使者には、ふだんの中下級官人ではなく、特に貴族が充てられたのである。

では、5位の貴族を派遣してまで取りよせた「芒消」とは、どのような性格の薬であったのであろうか。まず、先述のように「朴消」とともに「種々薬帳」にみえることが注意される。聖武太上天皇の七七忌(天平勝宝8歳〔756〕6月21日)を期して廬舎那仏に献じられた多くの物品と薬は、聖武太上天皇が身辺に置いていた「玩弄之珍」であり服用していた薬であった。「芒消」「朴消」は聖武太上天皇の常備薬の一つなのである。これと関連して、『延喜式』典薬寮には、12月に調合され翌年の天皇の常備薬とされる「臘月御薬」が列挙されており、その中に「芒消黒丸一剂」が含まれていることは重要である。これらによると「芒消」は、古代において一貫して天皇の身辺に常備される必須の薬であったと言える。

次に天平19年(747)2月11日の「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」には「合薬壹拾肆種」の内訳として、

通分參種^{冷葛八兩二分} 芒消三百八十二兩三分
無食子卅四兩

とある(2ノ602～603)。「通分」とあるので、寺内のすべての病人が使用できる薬として蓄えられていた。さらに天平宝字6年(762)9月13日「作石山院所解」(16ノ9～10)には、

一以昨日、奉写經所進度芒削黒丸一丸_{如桃子核}

とある。「芒削」は「芒消」の音通であろう。上記「臘月御薬」の場合と同様に黒色の丸薬の形状に製剤されていたことがわかる。

以上によると「芒消」は、宮中・寺院・官司などに黒色の丸薬として常備されていたらしく、人々にとって必須の薬であった。とりわけ天皇の常備薬であり、光仁太上天皇の病状が進行しているところから、従5位下勅旨大丞という高官が直々に難波に派遣された。このため『続日本紀』に記録として残ったのであろう。

では、どうして「朴消」を難波に練りに行かせたのであろうか。このことは難波に「朴消」が集

積されていることをうかがわせるが、それはどのように事情なのであろうか。『続日本後紀』承和7年（840）2月庚申（13日）条に、

令大宰府停止例進朴消、

とある。これよりのちの『延喜式』典薬寮の諸国進年料雑薬では、備中（大3斗）・備後（大3斗）・讃岐（8升）の3国が「朴消」を進めることとされており、同民部下の交易雑物では、備中国から「朴消」100斤を納めることとされている。1斗あるいは1升あたりの重量が不明であるが、備中を中心に産出があったのであろう。

上記の大宰府からの例進の停止と、これら『延喜式』に見える「朴消」の貢納との因果関係ははっきりしない。これらの国々で発見されたために大宰府からの例進が停止されたのか、あるいは停止以後に備中を中心に「朴消」が発見されたか、もしくは以前から産出が知られていたものが増産されたとも考えられる。後者の場合、大宰府からの例進を停止してしまった後に国内で発見されるかどうかは不明であり、産出が知られていたとしても増産に耐えられるかも不明である。それでは常備薬の確保に不安があるので、前者すなわち国内での確保のめどが立ったために大宰府からの例進を停止したと考えておきたい。

備中・備後・讃岐でいつ「朴消」が発見されたか不明だが、停止の時期に近いとすると、それより以前のおそらく8世紀には、大宰府から毎年一定額の「朴消」が中央に進められていたと考えられることになる。では、大宰府は「朴消」をどのように入手していたのであろうか。

この点で「氏名闕買物解(?)」（買新羅物解）の一つに「芒消」が見えることに注目したい（続修後集43[7]、25ノ46～47）。買新羅物解に見える諸物品は、天平勝宝4年（752）の新羅使に随行してきた新羅商人が中継貿易によって持ち込んだものであるとされている⁸。「芒消」の産地は中国の四川省・甘肅省・雲南省とされており、それがもたらされたのであろう。新羅商人がもたらした諸物品は難波や平城京で入札販売され、「芒消」をはじめとする薬物の担当の部署が入手したのであろう。この前後の時期、新羅使が大宰府にとどめられ入京が認められないことが度々あったが、そのため難波や平城京で入手することが困難となり、大宰府が入手して進上するようになったのであろう。その一部が難波に留置されていたのである。

さらに「朴消」が難波に集積されたのには別の要因があった。『続日本紀』天平宝字2年（758）4月己巳（28日）条には、

内薬司佑兼出雲国員外掾正六位上難波薬師奈良等一十一人言、奈良等遠祖徳来、本高麗人、帰百济国、昔泊瀬朝倉朝廷詔百济国、訪求才人、爰以、徳来貢進聖朝、徳来五世孫恵日、小治田朝廷御世、被遣大唐、学得医術、因号薬師、遂以為姓、今愚闇子孫、不論男女、共蒙薬師之姓、窃恐名実錯乱、伏願、改薬師字、蒙難波連、許之、

とある。これによると、難波薬師奈良らの祖は、雄略朝に百濟から来日した徳来という人物であるが、その5世の孫の恵日は推古朝に隋に行き、医術を学んだので薬師の姓を与えられた。子孫たちもその姓を受け継いだ。名実が錯乱するのを恐れるので、薬師を改めて難波連としたいと願い出て許された、という。この「名実錯乱」の意味は明らかでないが、子孫全員が必ずしも医術を継承

しているわけではないので、薬師という姓とそぐわない場合がある、という意味かと思われる。しかしこの一族が医薬関係の官人を輩出してきたことも確かである。それ以外にも難波に関係する医薬関係者が多いことは、早く瀧川政次郎が指摘したところである⁹。瀧川は、上代の難波は日本医学の淵藪であると指摘している。

このように、難波には医術の心得のある人材が多くいたために「朴消」は難波に置かれることが好都合とみられたのであろう。これは「朴消」だけでなく、他の医薬品についても言いうるのではないか。

これによると、「朴消」を精製して「芒消」を取り出す作業自体は、難波の医学関係者が行ったと考えられる。羽栗翼自身も侍医・内薬正を歴任しており、医薬の知識を持っていたので、難波の医師たちの「朴消」精製を監督することができ、できあがった「芒消」を中央に運んだのである。

では「朴消」は難波のどこに集積されていたのであろうか。この点については、羽栗翼が勅旨大丞であったことが重要な手掛かりとなる。天平宝字ごろに成立したとされる勅旨省とは、米田雄介によると¹⁰、二面的な性格を有していた。一つは天皇の官房として、機密保持、勅命伝達の迅速化にかかわり、他方では宮中調度品の調達も職務としていたという。その後宝亀年間の改革により、後者の機能が残された。この後者の機能は内蔵寮と関係が深く、その別勅による物資の入手という機能が勅旨省に引き継がれたとみられている。その後勅旨省は延暦元年（782）4月に廃止された。

これによると、羽栗翼が派遣された天応元年ごろの勅旨省は、宮中の必要品の調達を主たる業務としていたと考えられる。天皇の常備薬の確保も、勅旨省の業務であったであろう。その勅旨省は、次節で述べるように、難波堀江の南岸に荘を持っていたので、「朴消」はここに集積されていたとみてよい。

2 難波堀江両岸の荘

前節で述べた勅旨省の難波堀江南岸の荘については、すでに多くの研究があり、私もかつて検討したところである¹¹。これらを整理して示すと、次のようになる。

「摂津国家地売買公驗案」によると、もと安宿王の所有していた土地を、天平勝宝4年（752）に東大寺が買い取り、天平宝字4年（760）に新薬師寺に転売した。その後神護景雲3年（769）に勅旨省がこれを買得した。したがって、羽栗翼が難波に派遣されてきたとき、勅旨省は難波堀江南岸に荘を持っていたのである。

一方、これとは別に、大治5年（1130）3月13日「東大寺諸荘文書并絵図等目録¹²」によると、かつて東大寺には天平勝宝2年（750）4月12日の民部省符が存在したらしい。この文書は現存していないが、東大寺がこの時に江北に4町の土地を購入したことを伝えている。この地はのちに新羅江荘と呼ばれた。しかし、延暦2年（783）6月17日「太政官牒」によると、この江北の荘の一角に駅家が設けられることになり、そのために必要な土地9段余が東大寺の荘地から割き取られた。その代わりに江南の勅旨荘の1町5段が東大寺に入れられた。すなわち、江北の9段余と江南の1町5段が相博されたのである。これにより、江北には駅家9段余と東大寺荘3町余、江南には勅旨

荘約1町7段と東大寺荘1町5段に土地が存在することになった。そのそれぞれには倉・屋などの施設が存在していた。

また、後欠「造講堂院所解」（続々修24ノ7、13ノ1571～58）によると、弟訓部市麻呂が天平勝宝7歳8月1日から同8歳7月末までの1年間の考中行事があげられている。それによると難波に由来する東大寺講堂のための材木の製材を指導したことが知られる。堀江の南北にあった東大寺の荘の前面の水面に、瀬戸内海を海筏で運ばれてきた播磨国を中心とする地域の材木が貯木されていたのであろう¹³。

このほか大安寺は西成郡長溝郷に荘2町を持っており、その西側は「海即船津」であった。また法隆寺も西成郡の荘1所を持っていたことが知られている。これらの荘と難波堀江との関係は定かではないが、堀江河口付近もしくは堀江沿いである可能性は十分にある。

これらによると、堀江の南北の水際には、貴族・官司・寺院などの荘が多く集中しており、それぞれ倉や屋を持ち、さまざまな物資が集積されていたとみられるのである。これに基づいて、従来から難波の繁栄が指摘されてきた。それは妥当であるが、いくつか理解を整理しなければならない点が存在する。そのうち最も重要なことが『難波市』との関係である。

3 難波の市

『続日本紀』延暦3年（784）5月癸未（13日）条は、新日本古典文学大系本によって示すと、次のようである。

撰津職言、今月七日卯時、蝦蟇二万許、長可四分、其色黒斑、從難波市南道南汚池列可三町隨道南行入四天王寺内、至於午時、皆悉散去、

これは、撰津職が、5月7日に二万匹余のおびただしい蝦蟇が列をなして南に移動した、という奇異な現象を報告したことを記すものとして有名である。これについては一方で、遷都の前兆あるいは変革の予兆との関係から研究が進められてきた¹⁴。

他方、この記事には「難波市」「南道」「汙池」「道」「四天王寺」などの奈良時代の難波京にかかわる語句が見えることから、難波京の研究という視点からも取り上げられてきた。とりわけ『難波市』は、正史にはここにしか見えないもので、その所在地、性格を考えるための基本史料として重要視されてきた。以下、本史料に見える市を二重カギ括弧の『難波市』と表記する。

この史料については、傍点の部分に校訂の問題や訓読の問題がある。内容的な検討に入る前に、まずそれらの問題を検討する必要がある。文字について、主な校訂本を検討する。

国史大系本（経済雑誌社、1897年4月）は、流布本を小中村清矩校本によって標註校訂したものが基本である。これによると、

從りニ難波ノ市ノ南道一。南ニ行テ池ニ列スルコト^{バカリ}可ニ三町一、隨テレ道ニ南ニ行テ。入ル一四天王寺ノ内ニニ。とあり、さらに頭注に「南行池、行尾本堀本作汙」とある。つぎに増補六国史（いわゆる朝日本、1940年10月）は明暦三年版本を底本として、

從ニ難波ノ市ノ南道一南汙池ニ列スルコト可ニ三町一、隨テレ道ニ南ニ行テ、入一四天王寺ノ内ニニ、

とする。「汙」について「原本汙を行につくる金本曾本淀本に據て改む」とする。金本は金沢文庫本、曾本は水戸徳川侯爵所蔵本、淀本は佐伯有義所蔵本である。また新訂増補国史大系本（1935年12月）は、宮内庁図書寮所蔵谷森健男旧蔵本を底本として、

従リニ難波ノ市ノ南道一。南ニ行テ池ニ列ナルコト^{バカリ}可ニ三町一。随テレ道ニ南ニ行テ。入リニ四天王寺ノ内ニ一。とし、「行」の頭注で「行、金本作汙、或是」としている。さらに新日本古典文学大系本（五、1998年2月）は、名古屋市博物館蓬左文庫所蔵本を底本として、本文を

従ニ難波市南道一、南汚池列可ニ三町一。随レ道南行、入ニ四天王寺内一、とする。校異として「南」について、変更される以前の底本の原様態はこの文字はないが、底本の傍注記によって補っている。また「汚」は「行」とする本があることを記し、校異補注で、底本の「汙」は「汚」と同字。大頭按「行、金本作レ汙、或是」としている¹⁵。これによると、大すなわち新訂増補国史大系本の頭注に従って、「行」を「汙」とし、「汙」を同字の「汚」に改めたことになる。

以上によると、これまでの主な校訂では、国史大系本・新訂増補国史大系本は「南行池」とし、朝日本は「南汙池」とし、新日本古典文学大系本は「南汚池」としていることがわかる。『続日本紀』写本研究の最新の成果にもとづく新日本古典文学大系本の校訂によるのが妥当であるが、「汚」はその底本の蓬左文庫本には「汙」とあり¹⁶、「汚」に改めなければならない理由は特にないので、蓬左文庫本によっておく。したがって本文は

従難波市南道南汙池列可三町随道南行入四天王寺内
とするのが妥当である。

つぎに訓読であるが、国史大系本は、

難波ノ市ノ南道従リ。南ニ行テ池ニ列スルコト三町^{バカリ}可。道ニ随テ南ニ行テ。四天王寺ノ内ニ入ル。

と訓んでいるが、これは基本的には新訂増補国史大系本に引き継がれている¹⁷。一方朝日本は、

難波の市の南道より、南の汙池に列すること三町ばかり、道に随て南に行て、四天王寺の内に入る

と訓んでいる。この訓みは基本的に新日本古典文学大系本に引き継がれている¹⁸。

このように、二系列の訓みがあるが、上記のごとく「南行池」ではなく「南汙池」と校訂すべきであるので、後者の訓みを取る。以下、これを従來說とする。

これに対しては、吉田晶が異を唱えている¹⁹。その要点は、次のごとくである。

- ① 続日本紀の史料批判の研究成果をふまえるとき、「行」が「汙」であることはほぼ確実。
- ② 国史大系本の「南行シテ池ニ列ナル」という読みは漢文として不自然で、そう読むのが正しければ「南行列レ池」でなければならない。
- ③ 朝日本の読みは「列ニ南汙池一」と書かれていた場合にのみ可能である。
- ④ 「汙池」に対する形容句は場所を明示するための文言であるから長くてもよく、「従ニ難波市南道南汙池一、列可ニ三町一」と読むのが妥当である。
- ⑤ 三町は蝦蟇の列の長さで、『難波市』の南限と四天王寺の距離を示すものではない。一町は

360 尺 ≒ 108 メートルとみるのが妥当。

これらは、①を前提として、②③によって④が導き出され、④に基づいて⑤が主張されていることになる。そこで吉田説の基礎となる②③は、「列」という動詞の目的語はその後ろに位置するのが漢文として自然である、ということから主張されている。しかし、二格の場合は動詞と目的語が逆転することはあるので、②③の語順の問題は、それほど決定的なことではない。

むしろ重要なのは、吉田は注意していないが、「従」についてである。これは起点を示す前置詞であるから、起点が明示されていなければならない。従來說では起点は「難波市の南道」となり、吉田説では「難波市の南道の南の汗池」となる。「汗池」は実在の具体的な池であるから、吉田説にあっては「従」の起点は明確であるが、『難波市』と「汗池」との距離関係は分からないことになる。また3町ばかり列なったのは蝦蟇の大群であることになるので、この町は条坊制の町ではなく、長さの単位の町と理解することになる（⑤）。また「汗池」と四天王寺との距離も明らかでないことになる。このように吉田説では、「難波市南道」と「汗池」の距離、「汗池」と四天王寺の距離はいずれも不明であり、四天王寺あるいは「汗池」を基準にして『難波市』の位置を推定することができないという弱点をもつ。

これに対して従來說の「難波市南道」は、起点として明確であろうか。そもそもこれまで「難波市南道」はどのように理解されてきたであろうか。この点について明言しているものは少ないが、その中であって瀧川政次郎は、

続紀、延暦三年五月癸未條にいう「難波市南道」は、難波の市より南方に延びている道という意味である。

と断言している²⁰。すなわち南北方向の道とする。また、新日本古典文学大系本補注 38 - 八には、

難波市から上町台地上を南に延びて四天王寺へとつながる南北道。

としている。これらほど直接的ではないが、これより早く竹山真次も、著書収録の図において、難波宮から『難波市』をへて四天王寺に至る南北の道に対して「蝦蟇の移動した道」と注記しているので²¹、『難波市』から南に延びる道と考えていると言えよう。岸俊男は、本条を引用するが²²、それは新訂増補国史大系本と同じである。それに基づき、

難波市の南道を三町ほど南に行くと池があり、さらに南行すると四天王寺の境内に入るといふ文意であろう

としている。また、

その月の七日の卯時に蝦蟇二万匹ほどが、難波市の南の道を三町ほど列をなして南下し、いちど池に入ったのち、さらに南に向かって四天王寺境内に入り、午時に散去した

とも述べている²³。いずれも「難波市南道」を南北方向の道と考えている²⁴。

「難波市南道」について明言しているのは、見落としがあることを恐れるが、管見の限りではかなり少ない。これらによれば、「難波市南道」を南北の道と考えることは、常識となっていると言つてよからう。明言するものが少ないのは、改めて言うまでもないと思われているからであろう。これは、新訂増補国史大系本の「従難波市南道南行池列可三町」という校訂による限り、「南行」

であるので「難波市南道」を南北方向の道と考えてしまいやすくなることと関係する。新日本古典文学大系本の刊行以前における新訂増補国史大系本の普及の広がりから見れば、当然のことであろう。

しかし、もし「難波市南道」が南北方向の道路であるとする、「従」の起点としてはなほだあいまいなものとなる。南北方向の道路のどこを起点にして、どこから南の「汙池」までを計測したらよいかわからないからである。そこに吉田晶説が登場してくる余地があるのであるが、その説が別の問題を引き起こすことは上述のとおりである。しかし「難波市南道」は、果たして南北の道であろうか。

4 市指図の検討の成果と難波市南道

「平城京市図」という乱雑な図は、唯一の平城京の市の図（以下、市指図）として貴重なものである²⁵。これについては、今泉隆雄・岸俊男の研究によって後述の重要な事実が明らかにされ、それにともなって都城間における市の系列が示された。

今泉²⁶は、この図を含む知恩院所蔵「写経所紙筆授受日記」全体の詳細な分析に基づいて、市指図の年代を天平初年から天平感宝元年（749）の間であるが、そのうち天平感宝元年に近い時期と憶測した。次に、「市」の文字が六つ書かれているが、そのうち南側の二つは墨沫されていることを指摘したうえで、市指図は平城京の東西市のいずれの図であるかは明らかでないが、東市なら左京八条三坊、西市なら右京八条二坊のそれぞれ5・6・11・12坪に復元できるとした。さらに平安京の市は内町と外町からなるが、市の本体をなしていたと考えられる内町が4坪であるのは、平城京の市が4坪であることと関連するとした。

岸²⁷は、藤原京と唐長安城の相違を示す重要な事例として市をとりあげた。市指図における2つの「市」の文字が抹消されていたという事実に基づき、藤原京の1坊=4町の占地が平城京・平安京に踏襲され、平安京では四周に外町が2町ずつ付加されたと推定できるとした。それに基づき、藤原京・平城京・平安京の市の変遷図を示し（図1）、

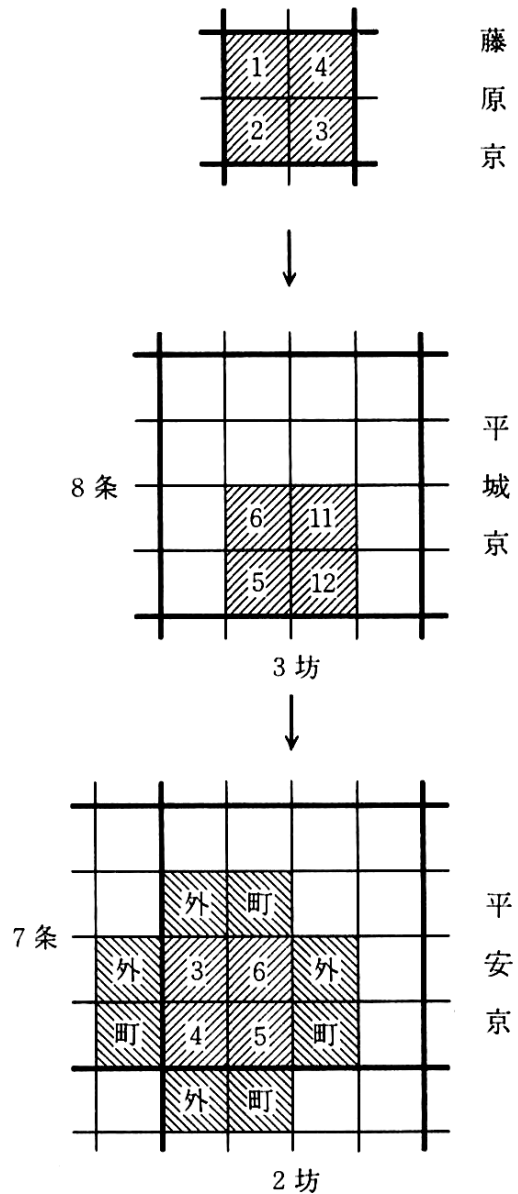


図1 注27文献より転載

それらの展開が無理なく理解できるとした。また、これらの各京の市は内部に十字路が通っていたことを指摘している。

さて、難波京の条坊復元は積山洋によって行われている。積山は難波京を、孝徳朝に始まるⅠ期、天武朝を起点とするⅡ期、聖武朝以降のⅢ期として把握し、このうちⅡ期、Ⅲ期について条坊制の施行を認め、前期難波京、後期難波京と呼んだ²⁸。

積山は、900尺（265.5メートル）やその半分で割り切れる溝遺構を拾い出して条坊復元を試み、難波京Ⅲ期復原図として提示した。それによると、条坊施行の範囲として、難波宮南門大路の西側は4坊（上町台地西端まで）、東側は2坊（上町台地東裾の低地まで）、難波宮推定南限線の南側は11坊（摂津国分寺まで）、北側は6坊（難波堀江南岸まで）としている。その後、市川創は、正方位の地割が面的に京城を覆うには至らないとした²⁹。

これらのうち注目したいのは、900尺で割り切れる遺構が14、その半分で割り切れる遺構が6例あるとされることである。これにもとづいて積山は、後期難波京の方900尺の坊の内部には、十字に道路が通っていた、とした。藤原京の市が平城京・平安京の市へと継承されていったことは、岸・今泉によって指摘されたが、この積山の指摘によれば、『難波市』についても藤原京・平城京の市を継承したとみてよい。『難波市』は藤原京の市と同じく1坊分を占めていたのであろう。藤原京の市に南門があったことは、『続日本紀』慶雲2年6月丙子（28日）条によって知られるが、『難波市』も南門を持っていたであろう。『難波市』の四周には条坊道路が通っていたが、四周のそれぞれ中ほどに門が設けられていたと考えられる。

以上の理解に基づいて「難波市南道」について考えると、通説のようにこれを南北道と考える必要は何もないのであって、市の南側を区画する東西の条坊道路とみて差し支えない。「難波市南道」が東西道路であるとすると、「従難波市南道」の「従」の起点として明確である。

そうすると問題の文章は、「難波市の南道より、南の汙池に連なること三町ばかり」と読んで何ら問題はなく、明確に理解できるのである。蝦蟇は「難波市南道」から「汙池」まで3町にわたって連なったのであり、3町は蝦蟇の列の長さであるとともに南道から「汙池」までの距離でもある。したがってこの3町は条坊制の3町と理解することができる。岸俊男は「汙池」を毘沙門池としたが、そこから条坊の3町北が『難波市』の南門であることになる。

以上によると、『難波市』は難波京の条坊によって理解することが可能である。条坊の中にきちんと埋め込まれていると考えられる。このことは、『難波市』は後期難波京の条坊と不可分の関係にあり、条坊の設定にともなって作られた市であることを示している。吉田晶らは京城設定以前から存在していた市とするが、さしたる根拠はないのであって、以上のように理解すべきである。

以上のように、蝦蟇の移動は『難波市』の南門を出発点とし、その正面の道を南下していたのである。この点から見て、蝦蟇の移動は『難波市』の移動を象徴しているとみることができる。『難波市』は後期難波京の造営にともなって設置されたものであり、都城と密接不可分の関係にある。そうすると、この奇異な現象は、従来からも指摘されてきたように、遷都の前兆とみることが十分可能である。

5 『日本靈異記』上巻第35縁と『難波市』

『難波市』の実態を伝えるとされる史料として、『日本靈異記』上巻第35縁がある。最新の校訂本の書き下し文によって示す³⁰。

知識を^{むす}縊び四恩の為に絵の仏像を作り驗有りて奇しき表を示す縁 第三十五

河内国若江郡遊宜村の中に、連行の沙弥尼有り。其の姓名詳かならず。平群山寺に住み、知識を率引き、四恩の奉為に、敬ひて像を画き、其の中に六道を図く。供養の後、其の寺に安置し、因縁の事を、暫く東西に示す。時に其の尊像、人の為に盗まれたり。悲泣して之を求むるに、終に得ず。更に知識を停め、放生せむと念欲ひ、難破に行き其ひ、河辺を徘徊す。時に担ふ筐の樹の上に在るを見る。即ち種種の生物の声、筐の中より出づるを聞く。是れ畜生の類なりと疑ひ、必ず贖ひて之を放たむと、留まりて物の主を待つ。良久にありて主来たる。乃ち其の尼等曰く、「此の筐の中に生物の声有り。吾、之を買はむと欲ふ。故れ汝を待つのみ」と。筐の主対へて曰く、「生物」に非ず」と。尼□、之を乞へども猶ほ不といふ。時に市人評りて曰はく、「其の筐を開くべし」と。筐の主烟然れて筐を捨てて奔走る。後に之を開きて見れば、其の像存せり。尼等歡喜びて涙を流し、泣き矜れびて曰はく、「吾先に斯くの像を失ひて、日夜に恋ひ奉る。今邂逅に遇ふ。嗟呼、慶ばしきかな」と。市人、之を聞きて、来たり集ひて「難し」と称す。尼等歡喜びて放生修福し、遂に本寺に安く。道俗帰敬す。斯れ乃ち奇異しき事なり。

おおよその内容は、次のようである。河内国若江郡遊宜村の練行の沙弥尼は知識を起こして六道図を作り、平群山寺に安置していたが、盗まれてしまった。探したが見つからず、放生しようとして難波に行った。すると樹上に在った筐から生き物の声が聞こえるので、持ち主に聞いたところ生き物ではないという。そこで市人が評定して筐を開かせようとしたところ、筐の主は逃げ去った。そこで筐を開けてみると、盗まれた図であったので、沙弥尼は大いに喜んだ。市人たちはこれを聞いて集まり「めったにないことだ」と称賛した。

従来この史料は、『難波市』の状況を伝える唯一の史料として注目されてきた。そして、この史料にもとづいて『難波市』に関する議論がなされてきた。私見でもそのように理解してきたのであるが³¹、果たしてそのように考えることは妥当であろうか。もう一度考え直してみたい。

この上巻第35縁の唯一の写本は興福寺本であるが³²、このうち難波に行ったとする部分は、複製本によってその部分を示すと写真1のようであり³³、明確に「行其難破徘徊布婦」となっている。このうち「布婦」の2文字についてはこのままでは理解しがたいので、これまで多くの先学が校訂と訓読に苦心してきた。主要なものを整理して示すと、次のようである。

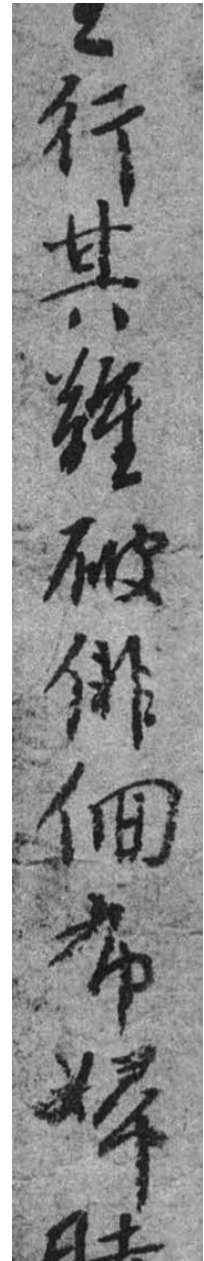


写真1 注33文献より転載

①古典全集（1950年9月）

行其難波、徘徊市、帰時 その難波に行きて、市を徘徊して帰る。時に……

②角川文庫（1957年1月）

難破に行き買う。市を徘徊りて帰る時、

③古典大系（1967年3月）

行其難破徘徊布婦、時 難破に行き其ひ、〔市〕を徘徊して〔帰〕る。時に……

④東洋文庫（1967年8月）

難波に行つて、市場をひとめぐりして帰つた。そのとき……

⑤講談社学術文庫（1978年12月）

難波（大阪）に出かけて、市場をあちこちめぐったりして帰ろうとした。

⑥新古典（1996年12月）

行其難破、徘徊市肆、時 其の難破に行きて市肆を徘徊る。時に……

⑦法蔵館（第2版、2017年3月）

行其難破、徘徊河辺。時 難波に行き其ひ、河辺を徘徊す。時に……

このうち①③は、「布婦」と字形が似ていて意味の通じるように「市婦」という文字を採用したもので意改である。⑥が「市肆」とするの字形の近似によるとみられ、やはり意改である。②④⑤は翻刻が示されていないが、同様の理解とみられる。これに対して唯一⑦は『今昔物語集』の類話の文字を根拠としている点は重要である。

史料的根拠に基づく校訂という点では、意改よりも⑦の校訂を尊重したい。しかし、『今昔物語集』は同じ説話について『日本霊異記』の文字を変更する場合があります、そのことに意味があることも指摘されている³⁴。この点で『今昔物語集』を根拠に『日本霊異記』の校訂を行うについては一抹の不安がある。一方、⑦以外の意改はすべて、「布婦」という理解の難しい文字は類似の文字の誤写によるとの推定によるとみられ、これはこれで捨て難い面があるのも確かである。

結局この問題については、写本レベルでは解決できない結果となったが、注意すべきは、いずれの文字に校訂したとしても「市」の所在地は明記されていないことである。⑦の場合「河辺」の「河」は大川ととるのが自然であり、「市」が大川の岸辺にあることが示唆されていて注目されるが、そのことが明記されているわけではない。一方⑦以外は、難波に行つて「市（市肆）」をめぐつたとあるだけで、その「市」が難波のどこにあったかは明らかでない。

それにもかかわらず、この「市」はこれまで私見も含めて『難波市』すなわち例の蝦蟇の行列にかかわる市のことと考えられてきた。そうではないことを示唆したことで注目される⑦にあっても、結局は『難波市』のことと理解してしまっているのである。「市」が『難波市』であるという点は、これまで疑われたことはなく、自明の前提とされてきたと言えよう。

このような理解を導いた理由の一つとして「市人」の理解があるのではないか。樹上の筐から生き物の声が聞こえるので、尼と筐の主の間で筐の中身をめぐっていざこざが起きたときに、「市人評りて曰く「其の筐を開くべし」と。」とある。この点に市人の市内における秩序維持の機能を読み取り、市人を市司の下部機構と考えて、この「市」を都城における市すなわち『難波市』と理解してきたのではなからうか。

しかし、市人は市で商売に従事する人の意で、都城の市にのみいたのではなく、ひろく所々の市にいたことは、中村修也が早く指摘していたことである³⁵。この説話と同じ『日本霊異記』によっても、上巻第34縁の紀伊国の「木の市人」や中巻第4縁の三野国片県郡の少川市の「市人」が見えるのである。

これによれば、市人がいるからと言って、この「市」を都城の『難波市』と限定して理解する必要は必ずしもない。この「市」は『難波市』を含めて難波のどこかにあった「市」なのである。したがって、この「市」の所在地は、「市人」によることなく、また先入観にとらわれることなく推測しなければならない。その際、先の⑦の「河辺」が大いに注目されるが、残念ながらそれに今一つ従いきれないことは前述のとおりである。

そこで放生に注目したい。この説話では尼は放生するために難波に行ったとされている。つまり難波は放生することのできる土地と認識されている。同じ『日本霊異記』の中では、他にも難波が放生とかかわって見える説話が、新日本古典文学大系本の指摘するように、上巻第7縁と中巻第8縁の2縁ある。

上巻第7縁は、禪師弘済が、備後国三谷郡の三谷寺の荘厳のために京で金丹などを買って難波津に来た時、海辺の人が大亀4口を売っていたので、人に勧めて買って放した、というものである。また中巻第8縁は、置始臣鯛女が、蛇に飲まれかけている蝦を救うために蛇の妻となることを約束した。その蛇が実際にやってきたので、生駒山寺にいる行基大徳に相談に行った。その帰り道に、難波で蟹を得たという画問迹麻呂という老人から衣服と引き換えにその蟹を助けて放った。再度蛇が来たときに、その蟹が蛇を殺して彼女を救った、という話である。

前者は、海辺の人が大亀をとらえたのは海であろう。それを売っていた場所は記されていないが、難波津もしくはその近辺であろう。難波津の位置は、かつては大川辺（南岸側）と大阪市中央区三津寺町付近とで論争があったが、現在では、発掘調査の成果をふまえて、大川辺（南岸側）が通説となっている³⁶。大川辺（南岸側）では水生生物が売買され、それを放生することが行われていたことをうかがわせる。

後者も、置始臣鯛女が蟹を助けた具体的な場所は明らかにされていない。しかし蟹を持っていた画問迹麻呂という老人は、難波で蟹を得たというから、やはり水生生物の売買が難波で行われていたことになる。その場所は、前者と同じ大川辺（南岸側）とみるのが妥当であろう。

このように、難波の大川辺（南岸側）、難波津の近辺では、蟹や亀などの水生生物が売られており、それを買って放生することが行われていたのであろう。これにより、かなり不十分であるが、問題の上巻第35縁についても、その舞台を大川辺に想定すると『日本霊異記』として整合性が取れると考える。大川辺には「市人」のいる売買の場すなわち「市」が存在していたと考えたい。

6 難波における2つの市—難波地域史の試み—

前節では回りくどい説明になってしまったが、大川辺にも「市人」のいる「市」が存在したことを述べてきた。これが妥当であるとすると、難波には2つの市が併存していたことになる。すなわち、

① 大川辺（南岸側）の「市」（『日本霊異記』上巻第35縁）

② 『難波市』（『続日本紀』延暦3年5月癸未条）

である。①は大川辺（南岸側）にあり、放生のための生き物が売買され「市人」もいた。これに対して②は、四天王寺北方の「汗池」のさらに北方3町付近にあった。

②について先に指摘したことを整理すると、難波京の条坊によって理解することが可能であり、条坊の中にきちんと埋め込まれて1坊分を占めていると考えられること、後期難波京の条坊と不可分の関係にあり、条坊の設定にともなって作られたとみるべきこと、などである。

このように、難波地域に2つの「市」が存在したことを地域史的な観点から見ると、どのように考えられるであろうか。

①が所在する大川辺は、瀬戸内海を介して西方諸国、あるいは海外にまで続く水域に連なるとともに、主として淀川水系を介して、平城京を中心とする奈良盆地、山背、近江などに連なる物資・人間の大きな移動のかなめに位置しており、その経済的・交通的重要性にかんがみて、中央官司・貴族・寺社の荘が多く集中していた。その中心部に位置する①は、まさに難波地域の流通経済等の経済活動が展開する場所であったということができよう³⁷。

これに対して②は、難波京のために律令国家によって設定された市と考えるべきであり、経済的な前提条件を持たないところに新たに作られた市であった。難波京には一定数の官人やその家族が居住しており、百濟寺・百濟尼寺・摂津国分寺などに伴う寺院機構や僧尼も存在した。しかし、平時の難波京における人口がかなり限定されていたことは、別に指摘したところである³⁸。②は京には市があるべきであるとの理念に基づいて設定された側面が強く、現実的な経済的基盤は限られていた。

以上からすると、古代難波地域は、経済的には①が立地する大川辺（南岸側）に中心があり、②は①と結合することにより経済機能が確保されたということが出来る。

註

¹ 高橋工「前期・後期難波宮跡の発掘成果」、積山洋「難波京の復原と難波大道」（ともに中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館、2014年8月）に2014年までの成果が手際よくまとめられている。

² 栄原永遠男「後期難波宮の内実」（『大阪歴史博物館研究紀要』18、2020年3月）

³ 私は、この史料については「難波における経済活動」（『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、1992年2月）でも取り上げたことがある。しかし、その時点では私の考えは多くの点で未熟であったので、ここで再度検討する。

⁴ 『中葉大辞典』（上海科学技術出版社・小学館編、1985年～）

⁵ 森鹿三「正倉院薬物と種々薬帳」（朝比奈泰彦編『正倉院薬物』植物文献刊行会、1955年12月）

⁶ 朝比奈泰彦編『正倉院薬物』（植物文献刊行会、1955年12月）

⁷ 益富寿之助・山崎一雄「芒消」（朝比奈泰彦編『正倉院薬物』植物文献刊行会、1955年12月）

⁸ 東野治之「鳥毛立女屏風下貼文書の研究－買新羅物解の基礎的研究－」「正倉院氈の墨書と新羅の対外交易」（ともに『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、1977年5月、前者はもと『史林』57-6、1974年11月）

II. 論 考

- ⁹ 瀧川政次郎「上代難波周辺の医家（上下）」（『日本歴史』132・133、1959年6・7月）
- ¹⁰ 米田雄介「勅旨省と道鏡」（『古代学』12-1、1965年）
- ¹¹ 柴原永遠男注3論文
- ¹² 『平安遺文』2156・2157号
- ¹³ 柴原永遠男「難波宮の造営と材木の供給」（『大阪歴史博物館研究紀要』14、2016年3月）
- ¹⁴ 安田政彦「蝦蟇の行進」（『続日本紀研究』350、2004年6月）
- ¹⁵ 「大」は新訂増補国史大系本
- ¹⁶ 『続日本紀 蓬左文庫本 五 卷三十六～四十』（八木書店、1993年4月）175ページ
- ¹⁷ 「列スルコト」を新訂増補国史大系本は「列ナルコト」としている
- ¹⁸ 「汙池」を新日本古典文学大系本は「汚池」としている。
- ¹⁹ 吉田晶「古代難波地域史の一考察」（財団法人大阪市文化財協会『難波宮址の研究 第七論考篇』1981年3月）
- ²⁰ 瀧川政次郎「難波の市」（『社会経済史学』26-4・5合併号、1961年3月）
- ²¹ 竹山真次『難波古道の研究』（湯川弘文社、1935年6月）106ページ
- ²² 岸俊男「難波宮の系譜」（『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年11月、もと『京都大学文学部研究紀要』17、1977年3月）355ページ
- ²³ 岸俊男『NHK 大学講座 日本の古代宮都』（日本放送出版協会、1981年4月）。同『日本の古代宮都』（岩波書店、1993年5月）も同文。
- ²⁴ 直木孝次郎は「難波市の南の道より南行して、四天王寺の内に入り」と述べ、新訂増補国史大系本に拠っているとみられる（『難波宮の停止と和気清麻呂』『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館、1994年2月、初出は1989年3月）。明瞭ではないが、やはり「難波市南道」を南北方向の道と考えているとみてよいのではないか。
- ²⁵ 国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』（1992年3月）43ウ。『大日本古文書（編年）』には「奈良京市図（?）」（11ノ106）として収録されている。
- ²⁶ 今泉隆雄「平城京市指図」と東西市の位置」（『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年12月、原題「所謂「平城京市指図」について」『史林』59-2、1976年3月）
- ²⁷ 岸俊男「日本の宮都と中国の都城」（注22著書、もと『日本古代文化の探求 都城』1976年5月）、同「難波宮の系譜」（注22前出）。なお、福山敏男「平城京東西市の位置に就いて」（『日本建築史の研究』桑名文星堂、1943年10月）、皆川完一「平城京東市図」（『正倉院文書と古代中世史料の研究』吉川弘文館、2012年11月、もと『書の日本史』1、平凡社、1975年7月）も参照のこと。
- ²⁸ 積山洋『古代の都城と東アジア—大極殿と難波京—』（清文堂、2013年10月）、同『東アジアに開かれた古代王宮 難波宮』（新泉社、2014年8月）
- ²⁹ 市川創「難波京の建物」（大阪文化財研究所編『大阪市天王寺区北河堀町所在遺跡発掘調査報告—天王寺区悲田院町における建設工事に伴う発掘調査報告書』2013年10月）、同「受け継がれた都市計画—難波京から中世へ—」（『東アジア史における都市の誕生・成長・再生の一類型』平成21～25年度（独）日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）、2014年3月）
- ³⁰ 本郷真紹監修・山本崇編集『考証 日本霊異記 上』（法蔵館、2刷2017年3月）
- ³¹ 柴原永遠男注3論文
- ³² 上巻を有するもう一つの写本である金剛三昧院本は、第32縁以降を欠いている。したがって、上巻第35縁を伝える唯一の写本は興福寺本なのである。
- ³³ 佐伯良謙編『日本国現報善悪霊異記』（便利堂、1934年（昭和9）3月25日）
- ³⁴ 河音能平「『日本霊異記』から『今昔物語集』へ」（『天神信仰と中世初期の文化と思想』河音能平著作集2、文理閣、2010年10月、もと日本古典文学大系月報2-32、1967年3月）
- ³⁵ 中村修也『日本古代商業史の研究』（思文閣出版、2005年10月）

³⁶ 松尾信裕「古代難波の地形環境と難波津」（中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館、2014年8月）

³⁷ 積山洋は、京域の西北部が難波堀江の南岸まで及ぶとしている点に注意される。積山は、難波津と京域が直結されたとしているが（注27）、①との関係からも理解できるのではないかと。

³⁸ 栄原注2論文